当初・変更

入札執行機関 41390 相馬港湾建設事務所

入札(見積)執行調書入札等(契約)結果書

年災		事項					契約	25年7	月3 日
工事番号	12-4	2-41390-0047 工 事 名		発注者支援業務委託(漁港補助)			着工	24年 &	月 / 日
入札執行年月日 24年 7月 26日			発注種別			完成	25年3	月上午日	
審議者	备号	公所	000000	本庁			発注	標準等級	
路線 河川名 松川浦漁港 外			外		•			予 定 価	格
工事箇所 自		相馬市尾浜地内。外						96, 022, 500	
	至							3/4/400	
工事概要		監督業務委託	N=1	4 箇所	積算業務委託	N=26箇所			

parminis		JAHINSHIIMAAAAAAA		
業者コード 指名理			の住所	
業 者 名	入 札	額及び再入札額	落 札 額(契約額	頁)
900013062				
(社) 水産土木建設技術センター	(1) 82,0	000,000 (2)		
	(3)	(4)	86, 100, 00	00
	(1)	(2)		
	(3)	(4)		
	(1)	(2)		
	(3)	(4)		
	· - /		1	
	(1)	(2)		
	(3)	(4)		
				-
	(1)	(2)	Walter and the second s	
	(3)	(4)	A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-	
	(1)	(2)		
	(3)	(4)		
	(1)	(2)		
	(3)	(4)		
		2 Page Property Control of the Contr		
	(1)	(2)		
	(3)	(4)		
		(3)		
	(1)	(2)		
	(3)	(4)		
	The state of the s			
	(1)	(2)		
	(3)	(4)		
say I am a 11 days - Sylenda also days	3. Judge 3. 3. der 30 til L. de	当社しの由はカロ佐を価格でも		

[※] 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

[※] 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

随意契約理由書

今回委託を行おうとする業務は、下記1の工事の積算および施工管理である。

この業務について下記2により委託しようとするものであるが、当該契約に当たっては、下記3以下に記載の理由のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないこと」に該当するとともに、県財務規則施行通達第269条関係1-(3)に定める「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適当であるとき」に該当することから、単独見積りによる随意契約によることとしたい。

記

1 工事概要

- (1)工事名 漁港災害復旧工事外
- (2)路・河川等名 松川浦漁港 外
- (3) 工事 箇所 名 相馬市原釜地内 外

2 委託を行おうとする理由

東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波により被災した施設の復旧にあたり、事務量が増大しており、現場担当技術者の不足による業務の支障が生じる懸念がある。

このため、積算および施工管理業務の一部を外部委託し、適正な業務の執行を確保する。

3 随意契約の理由

この業務は東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した松川浦漁港外の漁港施設について、災害復旧工事の積算及び工事の施工管理を委託するものであるが、当該施設については早急な復旧を図る必要があるため、緊急性が非常に高い業務委託である。

4 単独見積りの理由及びその相手先

(1) 当該工事の特殊性

この業務の対象は、漁港施設の災害復旧工事等であり、その内容においては、波 浪や潮流、海底地形などを考慮する必要があるなど、漁港関係工事の監督業務に関 する豊富な経験と専門知識が必要である。

- (2) 積算および施工管理業務の性格
 - ①積算を行うにあたっては、県が定める「標準積算基準」に依ることを基本としているが、必要に応じては国や公的機関が定める「積算基準」を参考とすることや、 見積を徴取し新たに基準を作成しなければならないことがあるなど、当該時点に おける積算基準に関する知識と情報を熟知していることが求められる。
 - ②積算業務は、経験や現場状況に基づく工法の選定なども含めた総合技術であり、 特に、漁港漁場関係等の特殊な工事の積算については高度な技術力、ノウハウの 蓄積が必要である。
 - ③施工管理は、積算と表裏一体であり、積算業務を行える者が望ましく、また、発 注者の管理補助として業務を遂行するには、行政側の意向も十分に理解できる者 が求められる。
 - ④発注者業務を代替・補完する業務であり、中立性、正確性が求められる。

(3) 相手先

社団法人水産土木建設技術センターは、昭和61年に、当時の行政管理庁の勧告を踏まえ、的確な工事の実施、自然環境との調和に配慮した事業推進を目指して地方公共団体を支援することを目的に、農林水産大臣の認可を得て設立された公益法人であり、長年にわたり、県市町村の業務を補完・代替する公的機関として、漁港、漁場等の整備事業に係る積算、施工管理業務に携わっており、当該業務を処理する知識や経験、技術を備えると認める機関である。

以上のことから、社団法人水産土木建設技術センターを単独見積り徴取相手方と したい。